

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第二八号）

1 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面会の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業に係る営業禁止地域、営業時間の制限及び広告制限地域を定めることとした。（第一三条及び別表第五関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、平成二三年一月一日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第二九号）

1 佐賀県立金立養護学校ほか四校の県立学校の名称を改めることとした。（別表関係）

2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県児童福祉施設条例の一部を改正する等の条例（条例第三〇号）

1 佐賀県児童福祉施設条例の一部改正（第一条関係）

みどり園及び聖華園を廃止するため、所要の改正を行うこととした。

2 佐賀婦人寮設置条例及び佐賀県立希望の家条例の廃止（第二条関係）

佐賀婦人寮及び佐賀県立希望の家を廃止するため、佐賀婦人寮設置条例及び佐賀県立希望の家条例を廃止することとした。

3 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

4 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第

三一号）

1 当分の間、高齢者の医療の確保に関する法律附則第一四条の二の規定に基づき交付を行うために要する経費の財源に充てる場合には、佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金の一部を処分することができることとした。(附則第二項関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例(条例第三二二号)

1 佐賀県中山間地域等直接支払制度基金を廃止するため、佐賀県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。